

河川における外来植物対策 の手引き

平成 25 年 12 月
国土交通省
河川環境課

はじめに

生物多様性の保全や、そのための外来種対策の重要性は、「生物多様性国家戦略2012-2020」¹など、さまざまな場で提唱され、近年では広く合意が得られたといえる。生態系保全のための国際目標である「愛知目標」²においても、生物多様性の損失に歯止めをかけるための具体的な目標の一つとして、侵略的外来種への対応が位置づけられている。

国内各地においても、多くの外来種対策が実施され、そのいくつかでは根絶が実現されるなどの成果が報告されている。

しかしながら、その一方では、被害が認められていながらも対策が進まない例や、長年にわたる対策に反して拡散が止められない実態、さらに法律上の手続きや関連機関との調整など、対策に関わるさまざまな課題に悩まされる場面は未だ多いと考えられる。

特に河川においては外来植物への対策が多く実施されており、その手法・結果に関する情報の一部は、さまざまな形で公表されているものの、統一して紹介されている例や、実践的な対策手法を解説した資料は、多いとはいえない。

本書は、これまで収集・整理された外来植物対策の実例をもとに、望ましい外来植物の順応的管理手法について、専門家からなる委員会において検討を重ねた結果を、『河川における外来植物対策のてびき』としてとりまとめたものである。

外来植物の中には、永続的なシードバンク(一年を越えて土中で生存する種子の集団)を形成する種や、茎や根などから植物体を再生するものもあり、一時的な対策のみでは再繁茂してしまう例も多く、長期的な計画が不可欠といえる。

このため、効果的・効率的な対策の実現には、対策の実施後に継続するモニタリング結果を、次回の対策にフィードバックする「順応的な取り組み」をふまえて推進していくことが強く望まれる。さらには、行政・市民・研究者などによる多様な主体の連携による長期的な取り組みが重要といえる。

本書は、これらの考え方について、全国の河川において特に問題の大きな外来植物10種を取り上げ、行政・市民・研究者などが各河川の現場で対策を行う際の、実践的な“手引き”としてとりまとめたものである。なお、本書の内容は、今後の外来種対策の推進とともに改められていくべきものである。

河川の現場において効果的な対策を実践しようとする人びとの一助になることを願って、ここに刊行するものである。

平成25年12月

- 1: 「生物多様性国家戦略」は平成7年(1995年)10月に策定されて以降、これまでに4回の改定を経ている。平成20年(2008年)に制定された「生物多様性基本法」においては、生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する国の計画のひとつとして位置づけられている。
- 2: 「愛知目標」は、平成22年(2010年)10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約 第10回締約国会議(COP10)で合意された平成23年(2011年)以降の新戦略計画に定められた2020年までに達成すべき20の目標。